令和８年度
木造住宅耐震化支援事業のご案内（制度概要）

この制度は、地震による建築物の倒壊等の災害を未然に防止し、市民の安全を確保するため、個人の木造住宅の耐震診断を行うにあたり、市が耐震診断士を派遣します。また、耐震改修工事に要する費用の一部を補助致します。各制度を利用するためには、事前に市への申請が必要となります。

■耐震化への流れについて

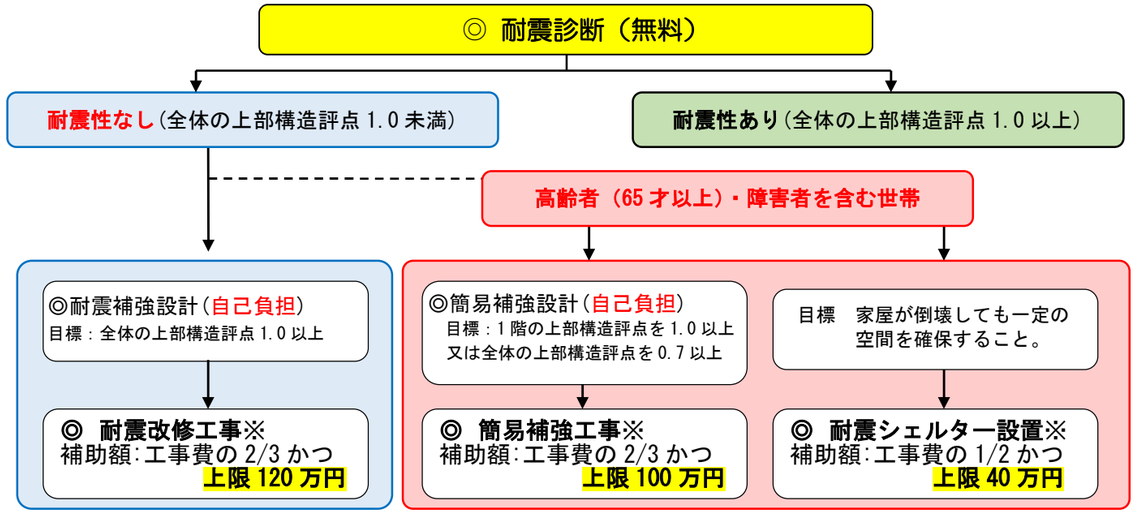

※耐震改修工事・簡易補強工事・耐震シェルター設置工事に対する補助は、併用できません。
また、簡易補強、耐震シェルターは、地震時に住宅が倒壊しないのではなく、現状よりも部分的に耐震性能を向上させることを目的としております。
※耐震シェルターは、簡易耐震診断の実施でも補助対象となります。

■耐震化の補助額と自己負担額について

耐震改修工事（簡易補強工事）の場合

	自己負担額	市の補助額
耐震診断	０円	市が全額負担（10～20 万円）
耐震補強設計（簡易補強設計）	目安 20～50 万円（耐震診断士にご相談下さい）	市の補助なし
耐震補強工事（簡易補強工事）	目安 300 万～500 万円（工事内容による）	工事費の 2/3 かつ上限 120 万円（簡易補強 100 万円）

耐震シェルター（寝室等に設置）の場合

工法を選択、見積依頼

自己負担額：
目安:60 万～120 万円
（選定工法による）

市の補助額：
1/2 かつ
上限 40 万円

新発田市
SHIBATA CITY

耐震診断

申請者負担なし(無料)で耐震診断士を派遣します

■申請者と対象建築物は次の条件を全て満たすことが必要です。
▽申請者は、市内に住所を有する方。
▽市内に所在し、かつ、住宅の所有者が自ら居住している住宅。
▽昭和 56 年５月 31 日以前に、市内で建築、または工事を着手した木造住宅。
▽延べ床面積が５００㎡以下、かつ、地階を有しない地上２階建て以下の一戸建ての住宅であること。（店舗や事務所などを兼ねた住宅の場合は、延べ床面積の過半以上が住宅部分のもの）
▽木造軸組工法の住宅（枠組壁工法、丸太組工法又は国土交通大臣などから特別な認定を受けた工法によって建築された住宅でないこと。）

■募集戸数について
【耐震診断】　８戸程度
※申請者件数が募集戸数を上回った場合は、抽選により耐震診断士派遣対象者等を決定します。

■募集期間
▽令和８年５月25日（月）～６月１日（月）

■申請に必要な書類について
▽耐震診断士派遣申請書（市ホームページよりダウンロード可）
▽建築年次及び建物の延べ床面積が判断できる書類の写し
（登記簿謄本、建築確認済証・検査済証、課税証明書等）
▽建物の図面がありましたら、申請時にご持参ください。

■耐震診断士について
新発田市に登録された耐震診断士を派遣します。

■耐震診断結果から分かること
耐震診断とは、建物が地震に対してどの程度耐える能力を持っているかを調査・評価するもので、耐震診断の結果、上部構造評点が 1.0 未満のものは、大地震時に倒壊する可能性があります。

上部構造評点
上部構造評点は、建物の耐震性能を評価するもので、数値によって右図のように判定されます。

$$\text{上部構造評点} = \frac{\text{現に住宅が保有している耐力（保有耐力）}}{\text{大地震動に対し住宅が求められる耐力（必要耐力）}}$$

耐震改修により建物の弱点を改善しましょう！

新発田市
SHIBATA CITY

耐震改修工事

■対象工事は次の条件を全て満たすことが必要です。
▽当市の耐震診断を実施した住宅で、上部構造評点が1.0未満であること
▽当市に登録された耐震設計士による、全体の上部構造評点を 1.0 以上とする耐震補強設計※を行い、その設計内容に基づいた改修工事であること
▽設計内容について第三者（当市判定会）の内容審査を受けていること
※耐震補強設計にかかる費用はご自身でご負担ください。

■募集期間
▽誠に申し訳ございませんが、今年度は募集を見送ります。

■募集戸数及び補助金額について
▽誠に申し訳ございませんが、今年度は募集を見送ります。

耐震改修工事に要する費用の２／３、かつ、補助上限 120 万円

■申請に必要な書類
▽新発田市木造住宅耐震改修工事等補助金交付申請書（市ホームページよりダウンロード可能）
▽耐震改修計画書の写し（耐震設計報告書、建物概要及び補強概要を添付）
▽耐震改修に要する経費の見積書の写し

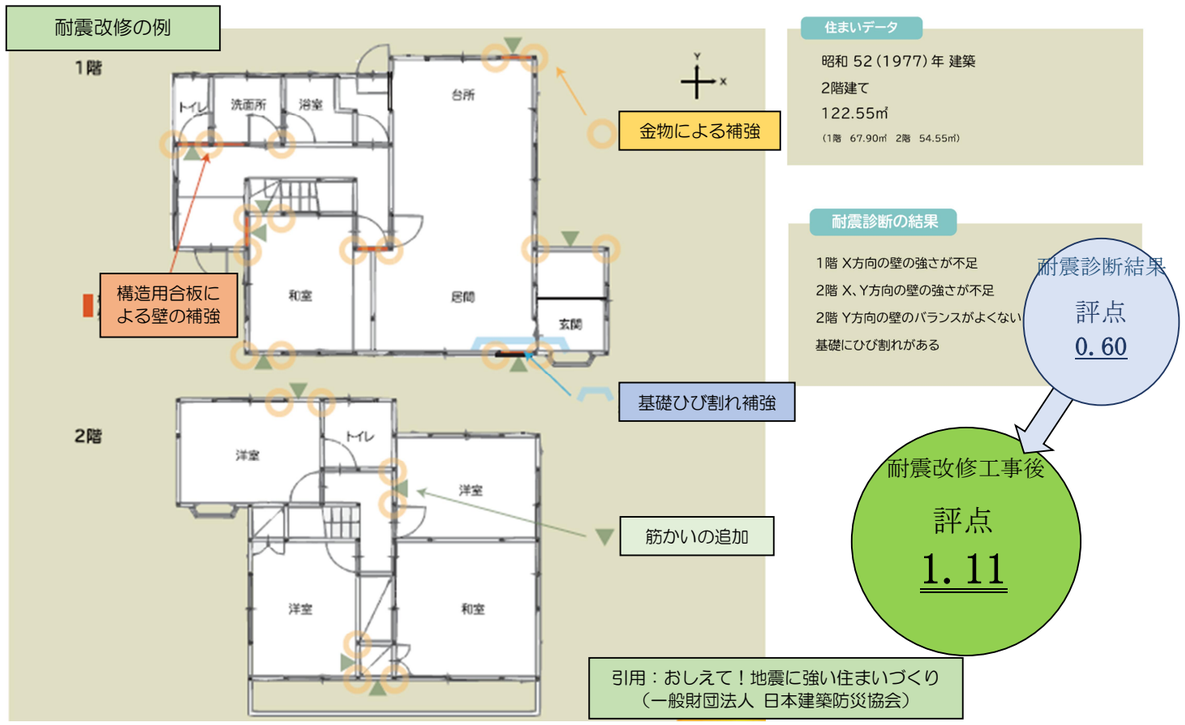

引用：おしえて！地震に強い住まいづくり
（一般財団法人 日本建築防災協会）

簡易補強工事、耐震シェルター設置工事

【簡易補強工事】
■対象工事は次の条件を全て満たすことが必要です。
▽65 歳以上の方又は、身体障害者手帳の交付を受けている方を含む世帯が居住する住宅
▽当市の耐震診断を実施した住宅で、上部構造評点が0.7未満であること
▽当市に登録された耐震設計士による、簡易補強設計※を行い、その設計内容に基づいた改修工事であること（簡易補強設計にかかる費用はご自身でご負担ください）。
▽設計内容について第三者（当市判定会）の内容審査を受けていること
※簡易補強設計とは、１階の上部構造評点が 1.0 以上、又は全体構造評点を 0.7 以上とする設計です

■募集期間
▽誠に申し訳ございませんが、今年度は募集を見送ります。

■募集戸数及び補助金額について
▽誠に申し訳ございませんが、今年度は募集を見送ります。

簡易補強工事に要する費用の２／３、かつ、補助上限 100 万円

【耐震シェルター設置工事】
■対象工事は次の条件を全て満たすことが必要です。
▽65 歳以上の方又は、身体障害者手帳の交付を受けている方を含む世帯が居住する住宅
▽昭和 56 年５月 31 日以前に建築され、又は工事に着手した木造住宅であること
▽「当市の耐震診断の結果、総合評点が 1.0 未満」又は「簡易耐震診断の結果、耐震性が低いと診断された住宅であること
▽「簡易耐震診断の結果、耐震性が低い」とは、以下のいずれかを言う
・「誰でもできるわが家の耐震診断」の結果、評点の合計が７点以下の住宅であること
・「旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票」において、倒壊の危険性があると判定された住宅であること
▽公的機関の認定のある耐震シェルターを１階に設置する工事であること

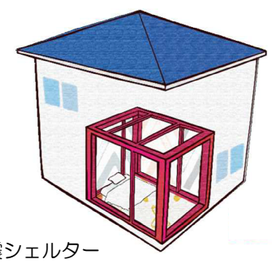
耐震シェルター

■募集期間（予定戸数に達ししだい、募集期間の途中でも受付を終了します。）
▽令和８年５月 25 日～令和８年 11 月 30 日まで随時受付。
※ただし、年度内に工事が完了し、実績報告が提出できる物件に限ります。

■募集戸数及び補助金額について　１戸程度

耐震シェルター設置工事に要する費用の１／２、かつ、補助上限 40 万円

■申請に必要な書類　詳しくは、建築課にお問い合わせいただくか HP をご覧ください。

◆◆◆　耐震診断・耐震改修等　相談・申込受付窓口　◆◆◆
新発田市役所 地域整備庁舎（２階） 建築課 建築審査係
☎0254-26-3557(直通)　fax 0254-26-3559